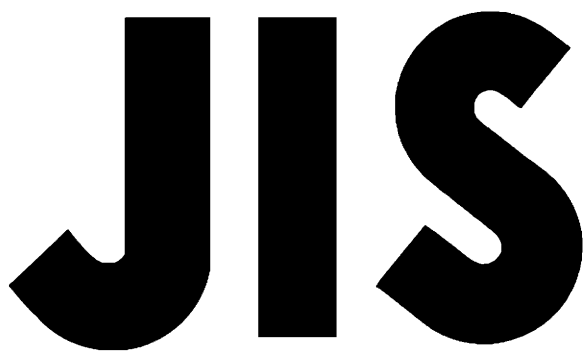




電球類の口金・受金及びそれらの
ゲージ並びに互換性・安全性
第3部 ゲージ

JIS C 7709-3 : 1997

平成 16 年 11 月 20 日付け追補 1 あり

平成**19**年 6 月**20**日付け追補 **2**あり

平成 9 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS C 7709-1989は改正され、次の規格に置き換えられる。

- JIS C 7709-0** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性
第0部 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ類の総括的事項
- JIS C 7709-1** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性
第1部 口金
- JIS C 7709-2** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性
第2部 受金
- JIS C 7709-3** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性
第3部 ゲージ

口金、受金及びゲージ類は相互に関連をもつので、常に総括的に検討しなければならない。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 9.3.20

官 報 公 示：平成 9.3.21

原案作成協力者：社団法人 日本電球工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長代行 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS C 7709シリーズ
“電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性”
発行について

JIS C 7709シリーズは、次の4規格が発行されております。

JIS C 7709-0 第0部 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ類の総括的事項

JIS C 7709-1 第1部 口金

JIS C 7709-2 第2部 受金

JIS C 7709-3 第3部 ゲージ

これらの規格は、該当するIEC規格の様式に基づき、ルーズリーフ方式を採用しておりますので、維持・管理に便利なファイル（例えば、JIS用ドッチファイル）に収納してください。

収納に当たっては、仮止めしてあります樹脂ピンの頭をカットしてください。

また、この規格は追補による改正を行い、規格改正によって改定された規格シート及び文書（表紙及び目次を含む）がその都度発行されます。

規格の改正情報は、

(1) 当協会発行の月刊誌「標準化ジャーナル」

(2) 毎月第3火曜日の「日経産業新聞」及び「日刊工業新聞」のJIS発行広告欄

などで、知ることができます。

JIS予約制度にご加入の方には、その都度改正された規格を自動的に送付します。

[参 考]

追補とは、規格の中の一部の規定要素だけを改正したり、追加規定又は削除するために規格の全体を改正する場合と同じ手順を経て発効されるもので、改正内容だけを記述した規格票のことです。

追補による改正が行われた場合、その規格は、元の規格及び追補の二つを合わせて一規格となります。また、元の規格は、追補の発効日に規格全体が改正されたこととなります。

このため、追補により改正された項目は、追補に記載されている内容が現行のJISの規定であり、元の規格の該当部分は旧規格となります。

白 紙

電球類の口金・受金及びそれらの C 7709-3 : 1997

ゲージ並びに互換性・安全性

第3部 ゲージ

Lamp caps and holders together with gauges for
the control of interchangeability and safety
Part 3 : Gauges

序文 この規格は、1969年に第3版として発行された IEC 61-3, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety, Part 3 : Gauges を元に作成した日本工業規格である。

この規格は、国際規格の様式に基づき、規格シートをルーズリーフ方式で採用しており、規格改正によって改定された規格シート及び文書はその都度発行される。また、発行年度の入った目次シート (JIS/IEC 対照表) を添付している。

1. 適用範囲 この規格は、電球、放電ランプなどの検査ゲージの種類及び寸法について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

IEC 61-3 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety
Part 3 : Gauges

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS C 7601 蛍光ランプ (一般照明用)

JIS C 7709-1 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性
第1部 口金

JIS C 7709-2 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性
第2部 受金

JIS C 8324 けい光燈ソケット及びグロースタータソケット